

一般社団法人日本スピリチュアルケア学会会員規程（案）

（目的）

第1条 この規程は、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会定款（以下、「定款」という。）第6条及び第8条の規定に基づき、一般社団法人日本スピリチュアルケア学会（以下、「本法人」という。）の会員の種別及び会費の納入について必要な事項を定める。

（会員の種類）

第2条 本法人の会員の種類は、定款第6条第1項の規定により、以下のとおりとする。

- (1) 正会員
- (2) 学生会員
- (3) 名誉会員
- (4) 賛助会員

（正会員及び学生会員の入会）

第3条 前条第1号に定める正会員及び第2号に定める学生会員になろうとする者は、本法人所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。

- 2 理事長は、前項の入会申込に対して、その可否を決定し、これを申込者に通知する。
- 3 入会を許可された者は、所定の期日までに会費を納入しなければならない。

（正会員及び学生会員の会費）

第4条 第2条に定める正会員及び学生会員の年間の会費は、次のとおりとする

- (1) 正会員 5,000円
 - (2) 学生会員 5,000円
- 2 前項にかかわらず、学生会員が学校教育法に定める国内の大学及び高等専門学校に在籍しているときは、学生会員の年間の会費を3,000円とする。
 - 3 前項の規定の適用を希望する者は、第3条に定める入会申込の際、大学及び高等専門学校に在籍する事実を証明する書類を提出しなければならない。
 - 4 年間の会費の期間は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。
 - 5 期中の入会したとき、又は期中の退会したときであっても、会費の減額は行わない。
 - 6 一旦納入した会費は、理由の如何にかかわらず返還しない。

（会費の減免）

第5条 前条第1項の定めにかかわらず、会員が次に掲げる各号の一に該当するとき、本法人は理事会の決議により、当該年度の会費を減免することができる。

- (1) 長期の傷病により、会員としての活動が困難なとき
 - (2) 長期の海外滞在により、会員としての活動が困難なとき
 - (3) その他、長期にわたって会員としての活動ができない事情があると認められるとき
- 2 前項にかかる手続は、別に定める。

(会費納入の猶予)

第6条 第3条第3項の定めにかかわらず、スピリチュアルケア師の資格取得を目的として、新たに本法人の会員に入会したときは、スピリチュアルケア師の資格が付与されるまでの間、会費の納入を猶予する。

(会員種別の変更)

- 第7条 第2条第2号に定める学生会員が同条第1号に定める正会員に会員種別の変更を希望するときは、本法人の理事長に会員種別の変更願を提出し、その許可を受けなければならない。
- 2 第2条第2号に定める学生会員が定款第6条第3項に定める学生会員の要件に該当しなくなったときは、本法人の理事長に会員種別の変更願を提出し、その許可を受けなければならない。

(名誉会員)

第8条 定款第6条第1項第3号に定める名誉会員は、第2条第1号に定める正会員のうち、次に掲げる各号のすべてに該当する者について、理事会の推薦に基づいて、代議員総会の決議により決定する。

- (1) スピリチュアルケアの研究及び実践において多大な功績を挙げた者又は本法人の目的達成に多大の貢献をした者であること。
 - (2) 日本スピリチュアルケア学会の正会員として15年以上の期間を有すること。
 - (3) 名誉会員となる時点において、満75歳以上であること。
 - (4) 名誉会員として推薦されることについて、本人が同意していること。
- 2 名誉会員は、会費の納入を免除される。
- 3 名誉会員は、本法人に対し、正会員及び学生会員と同等の義務を負う。

(賛助会員)

第9条 定款6条第1項第4号に定める賛助会員は、本法人の正会員、学生会員及び名誉会員以外の者で、以下に掲げる各号のすべてに該当する個人または団体とする。

- (1) 本法人の目的に賛同し、本会の事業並びに運営を経常的に維持するために、本会を財政的に支援する善意の意思を持つ者
- (2) 10,000円以上の年会費を払う者、又は、本法人に対して300,000円以上の寄付を

行った者。

- 2 賛助会員になろうとする個人又は団体は、法人所定の入会申込書に必要事項を記入し、理事長に提出しなければならない。
- 3 理事長は、入会申込書を理事会に付議し、理事会の決議により賛助会員加入の可否を決定する。
- 4 賛助会員は、第1項第2号に定める年会費の納入を除き、本法人に対する義務を負うことはない。

(会員の権利)

第10条 第2条第1号に定める正会員、同条第2号に定める学生会員の権利は、定款第9条に規定するものの他、以下のとおりとする。

- (1) 学術大会、講演会及び研究会の参加
 - (2) 学術大会での研究発表及び学術誌への論文等の投稿
 - (3) ニュースレター及び会誌の配付
 - (4) スピリチュアルケア専門職の資格申請
 - (5) その他、本法人が会員に提供する事業
- 2 第2条第3号に定める名誉会員の権利は、定款第9条に規定するものの他、以下のとおりとする。
- (1) 学術大会、講演会及び研究会の参加
 - (2) ニュースレター及び会誌の配付
 - (3) スピリチュアルケア専門職の資格申請
 - (4) その他、本法人が会員に提供する事業
- 3 第2条第4号に定める賛助会員の権利は、定款第9条に規定するものの他、以下のとおりとする。
- (1) 学術大会、講演会及び研究会の参加
 - (2) ニュースレター及び会誌の配付
 - (3) その他、本法人が会員に提供する事業

(会員情報の変更)

第11条 第2条第1号に定める正会員及び同条第2号に定める学生会員は、本法人の会員として入会後に、入会時に提出した入会申込書記載事項に変更があったときは、すみやかに本法人に届けなければならない。

- 2 第2条第3号に定める名誉会員は、個人身上または身分情報に変更があったときは、すみやかに本法人に届け出なければならない。
- 3 第2条第4号に定める賛助会員は、第10条第2項に定める権利の供与に関わる情報に変更があったときは、すみやかに本法人に届け出なければならない。

(退会)

- 第12条 第2条の各号に定める会員が本法人から退会するときは、所定の退会届を理事長に提出しなければならない。
- 2 会員が第4条に定める会費を納入していない場合は、退会届の提出の前までに、会費を納入しなければならない。
 - 3 前項にかかわらず、会員が第4条に定める会費を納入せずに退会したときは、本法人は、会員としての権利を行使することによって得た利益に相当する金額を、当該人に請求することができる。

(再入会)

- 第13条 前条により退会した者が、再度、本法人の会員に入会を希望するときは、第3条に定める手続によるものとする。

(会員の資格喪失)

- 第14条 第2条第1号に定める正会員及び第2号に定める学生会員の資格の喪失は、定款第11条の規定によるものとする。
- 2 第2条第3号に定める名誉会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたときは、会員の資格を喪失する。
 - 3 第2条第4号に定める賛助会員が次の各号のいずれかに該当するときは、会員の資格を喪失する。
 - (1) 会費の納入が期日を経過して1年以上されなかったとき
 - (2) 当該会員が死亡し若しくは失踪宣告を受けたとき
 - (3) 団体会員にあっては、当該会員団体が解散したとき

(会員の除名)

- 第15条 第2条に定める会員の除名は、定款第12条の規定によるものとする。
- 2 前項にかかわらず、第2条第4号に定める賛助会員の除名については、理事会の決議によるものとする。

(個人情報の取扱い)

- 第16条 本法人は、会員が入会申請の際に提出した個人情報の取扱いに関する同意書に基づき、本法人の運営に必要な範囲において会員の個人情報を利用する。
- 2 本法人は、法令に基づくものを除き、会員本人の事前の承諾なしに第三者に提供しない。
 - 3 前項にかかわらず、本法人の業務の一部を第三者に委託するときは、当該委託者との個人情報の取扱いに関する秘密保持契約を締結した上で、会員の個人情報を提供すること

ができる。

- 4 会員は、本法人が保有する会員本人の個人情報について、本法人に対し開示の請求を行い、当該個人情報を閲覧することができる。

(その他)

第17条 本規程に定めのない事項については、理事会においてその都度定める。

(規程の改廃)

第18条 本規程の改廃は、理事会の決議によるものとする。

- 2 前項にかかわらず、第4条、第8条並びに第9条に定める正会員、学生会員、名誉会員及び賛助会員の会費の改定については、代議員総会の決議によるものとする。

附則

1. 本規程は、令和〇〇年〇〇月〇〇日から施行する。